

無線通信アドバイザーグループ
第 27 回会合報告書

令和 2 年 7 月
日本代表団

【会合名】 ITU 無線通信アドバイザーグループ第 27 回会合

【会期】 2020 年 5 月 25 日～27 日

【開催場所】 E-Meeting

【概要】

無線通信アドバイザーグループ（RAG : Radiocommunication Advisory Group）は、ITU 条約第 11A 条に規定された会合であり、世界無線通信会議（WRC）の準備や無線通信総会（RA）、ITU-R 研究委員会（SG : Study Group）に関する計画、運営、財政事項等について検討し、その結果を無線通信局長に提示することを任務としている。

RAG 会合は通常年 1 回開催されており、今回の会合は、2020 年 5 月 25 日～27 日の 3 日間の日程で E-Meeting で開催された。今回の RAG 会合においては、Interprefy という会議ツールが用いられ、国連公用語 6 カ国語の同時通訳が提供された。出席者は、44 か国の主管庁、5 つの ROA（認められた事業体）及び ITU 事務局からの約 220 名であり、我が国からは、総務省、日本放送協会等から 7 名が参加した。

【本会合の主な審議結果】

- ・ WRC 開催国と ITU の間で交わされる協定書（Host Country Agreement）に関し、米国から、WRC-19 の際には会場の設備（救急体制など）の項目に不備があったとの指摘とともに、今後は実際にこれが締結される前に RAG に対して原案を開示することを ITU 無線通信局（BR）に求める提案がなされた。これに対し、ITU 法務部門から、WRC の開催国合意書の内容について RAG には意見を述べる権限はないとの見解が述べられた。一方、透明性を確保することの重要性については合意され、BR 局長の権限で明らかにできる情報を速やかに開示することが合意された。なお、現在、UAE と WRC-23 の開催都市や日程について交渉が始まっていることが報告された。
- ・ BR から、RA-19 及び WRC-19 の結果概要が報告され、ノートされた。WRC のプレナリー議事録に含まれる決定事項に関し、イランから、過去の WRC の決定事項のフォローアップアクションと共にまとめた文書として編纂するべきであるとの提案があった。これに関し、BR から、過去の WRC でもこのような文書が作成されているほか、WRC-19 の決定（Plenary Decision）についても既にこれを表形式にまとめたものが回章として発行済み（CR/456）であることが説明された。また、過去の WRC の決定事項は、現在、RRB ウェブサイトの「Special Topic」内に公表されているが、今後はよりアクセスしやすい場所で公開するとともに、近日中に、BR が現版の当該文書に WRC-19 の決定事項も統合・更新する予定であることが説明された。
- ・ 現存する WRC 決議について、すべての決議を性質ごとに分類し、現状や必要なアクションをまとめるとのイランの提案については、既に一部の決議については研究遂行の担当グループの分類がなされていることが BR から報告されたが、網羅的でないことから今後 BR が作業を行うとの局長の方針が了承され、次回 RAG 会合（2021 年）に進捗が報告されることとなった。
- ・ WRC-19 で承認されたジェンダー平等宣言について、その実施のための施策を議論し、ジェンダー平等に係る ITU-R 決議案について議論する Correspondence Group（CG）を設置することに合意した。CG の議長として Lucia Luisa La Francheschina 氏（イタリア）、副議長として Olfa Jammeli 氏（チュニジア）が選任された。
- ・ RA-19 で付託された、WP 議長・副議長の任期上限の見直しと、複数の SG にまたがって審議される ITU-R 勧告の採択・承認プロセスの見直し等について議論する CG の ToR 案が審議され

たものの合意に至らなかった。今回は CG 設置を見送ることとし、ToR 案の作業文書を次回会合に持ち越し、改めて次回 RAG 会合（2021 年）にて審議することとなった。

- ・ 日本から ITU-R の SG の作業に資する提案として入力した、外部組織の規格を ITU-R 勧告に引用する際のガイドラインをより明確なものとするべきとの提案は、ITU 法務部門からの見解も踏まえ、BR がガイドラインを更新するべきと要望し、BR が次回の会合でその結果を報告することとなった。
- ・ SG 関連会合の会議日程に関して、2020 年 6 月開催予定の WP5D 会合の期間が一部主管庁の反対にも関わらず大幅に延長されたことについて、一部の主管庁から問題視する発言があった。これについて、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で作業時間が不足する中ではあるものの、作業時間不足については他の WP でも同様の問題がありバランスを取るべきとの観点から、当初決められた会議期間の延長はできるだけ避け、延長する場合は 2 日までとするべきであることが WP5D 議長に対して助言された。また、次回 RAG 会合にて、BR が CPM23-1 で合意した予定表と比較した実際の進捗状況について報告することとなった。
- ・ 2021～2024 年の 4 カ年 ITU-R 業務計画が審議された。オンライン会議システムのための予算措置を求める中国からの提案については、RAG の所掌を越えるとの意見も出されたが、BR 局長が事務総局または理事会に伝えるという方針が示され、了承された。
- ・ セクター間調整に関し、ITU-T SG5、ITU-T SG20、電気通信開発諮問会議（TDAG）及び電気通信標準化諮問会議（TSAG）などから、セクター間の共通の関心領域の対照表と全権委員会（PP）、RA、WRC、世界電気通信標準化総会（WTSA）及び世界電気通信開発会議（WTDC）決議のマッピングに関するリエゾン文書が入力され、内容がノートされた。なお、対照表についてはセクター間調整グループ（Inter-sectoral Coordination Group : ISCG）のウェブサイトに最新版が掲載されていることが確認された。
- ・ ISCG にはこれまで慣例として RAG の副議長のうち 2 名が代表として参加しており、今研究会期では、新たに選出された 12 名の副議長のうち、Abdouramane El Hadjar 氏（カメルーン）と Victor Martinez 氏（メキシコ）が RAG を代表して会合に出席することとなった。
- ・ BR から、WRC 決議 908（衛星網ファイリングの電子申請プロジェクト）についての進捗が報告されるとともに、日本からは今後も協力を続けていくことを前提とした改善案が提案され、ノートされた。
- ・ ブラジルから、主管庁間の連絡について新しい電子的手段の利用を定める WRC 決議 907（WRC-15 改）の実施に当たり、従来システム（FAX、電子メール、書簡）と新しいシステムである e-Communications の並行運用は負担となることから、従来システムを段階的に廃止していくための期限を設定することなどが提案された。これに対し、複数の参加者から各主管庁が使用するシステムを決めるのは各国の主権にかかわることであり、各国の通信事情や制度も異なることから従来システムからの移行を一律に強制することは難しいとの見解が示された。また、BR から e-Communications による申請等は FAX など従来手段と同じ効力があり、e-Communications で連絡したものを FAX などで改めて提出する必要がないこと、従来手段での諸通知を不要とする主管庁については申し出れば e-Communications のみでの連絡が可能であることを周知する方針であることが説明され、了承された。
- ・ BR が人材育成のため開催しているセミナー（WRS : World Radio Seminar）については、昨今の新型コロナウイルスの感染拡大の状況に鑑み、オンライン版の製作を企画していることが BR から報告された。これに関し、RAG は同セミナーは恒常的にオンラインで視聴できるようにするよう BR に要請した。

1	はじめに	5
2	開会	5
3	議題の承認	5
4	2018年理事会関連事項	6
4.1	4.1 衛星網ファイリングのコストリカバリ	6
4.2	4.2 WRC-19による決定に係るコストについて	6
5	RA-19及びWRC-19の結果とこれに伴うアクションについて	7
5.1	5.1 RA-19の結果とRAGへの付託事項	7
5.1.1	5.1.1 ITU-R 決議15の改訂(WP議長・副議長の任期上限の見直し)	7
5.1.2	5.1.2 ITU-R 決議1の改訂	8
5.2	5.2 WRC-19の結果とRAGへの付託事項	9
5.3	5.3 RAG Correspondence Group (CG)の設置	10
6	WRC-23準備作業	11
6.1	6.1 WRC-23に向けた準備会合(CPM23-1)	11
6.2	6.2 WRCホスト国との交渉に関する情報公開	11
7	研究委員会(SG)活動	11
7.1	7.1 SG活動の概況	11
7.2	7.2 ITU-R SGによるWRC-23準備活動に資する提案	12
7.3	7.3 ITU-R 勧告からの外部規格参照に関するガイドライン	13
7.4	7.4 ITU-R SGの会議日程	13
8	セクター間調整	14
8.1	8.1 ITU-T、ITU-Dとの連携	14
9	業務計画	15
9.1	9.1 ITU-Rの4カ年業務計画(2021-2024年)	15
9.2	9.2 オンライン会議システム拡充のための予算措置	15
10	BR情報システム	15
10.1	10.1 BR情報システムに関する報告	15
10.2	10.2 WRC 決議908に基づく開発の進展について	16
10.3	10.3 ビジネス・インテリジェンス・ツールの導入に関する提案	16
10.4	10.4 e-Communicationsシステムの移行促進に関する提案	17
11	アウトリーチ	18
11.1	11.1 セミナーやワークショップの実施実績と今研究会期の計画	18
12	次回のRAG会合の予定	18

1 はじめに

2020年無線通信アドバイザーグループ（RAG）会合は、2020年5月25日～27日の3日間の日程でE-Meetingで開催された。今回のRAG会合においては、Interprefyという会議ツールが用いられ、国連公用語6カ国語の同時通訳が提供された。出席者は、44か国の主管庁、5つのROA（認められた事業者）及びITU事務局から約220名であり、我が国からは、総務省、日本放送協会等から7名が参加した。

2 開会

ITU事務総局長から、開会の挨拶が行われた。挨拶では、RA-19で再任されたRAGの議長及び副議長らへの祝辞やRA-19及びWRC-19のホスト国であるエジプトへの謝意のほか、これら会合で非常に多くの重要な合意がされたことが述べられた。また、WRC-19において作成されたジェンダー平等宣言の推進に向けた各加盟国の一層の取り組みの必要性やセクター間の協調の重要性について言及があった。さらに、今回の新型コロナウイルスの影響により、世界がいかに相互に結びついているか、また、デジタルデバインド等を含め、我々が直面している課題や困難がいかに大きいかを示されており、これを契機にデジタル社会の発展を加速させ、その技術やサービスの恩恵を誰もが受けられるようにしたい旨、述べられた。

BR局長の挨拶では、RA-19及びWRC-19が成功裏に終わったことに歓迎の意を表したほか、最近のBRの作業の状況について簡単な報告があった。特に、新型コロナウイルスの感染拡大の影響に鑑み、BRではテレワークを実施していること、RRBとSG7関連会合がオンラインで開催されたこと、WRC-19のFinal Actsが2020年3月末に公開されたことなどが報告された。

オバム議長（ケニア）の開会挨拶では、議長再選について各国主管庁などに謝意が示された。また、前例のない状況で開催されるRAGとなったことを踏まえ、前例のない対応をしていく必要があるとの見解が示された。

3 議題の承認

入力文書：ADM/1R1（RAG議長）

本会合の議題としてADM/1が修正なく承認された。

4 理事会関連事項

入力文書：RAG20/1R1 § 2、§ 3.2.3 (BR 局長)

4.1 衛星網ファイリングのコストリカバリ

BR から、RAG20/1R1 セクション 2.2 について、2019 年の理事会において衛星網ファイリングのコストリカバリについて定めた理事会決定 482 が改訂され、ファイリングの申請料金の計算方法が専門家グループの提案通り変更となったことや、これについて 2022 年に改めて見直しが行われることなどが説明された。また、今後のソフトウェア更新のためのコストについても議論を行うことを決定したこと、決定 482 の見直しに関する理事会専門家グループの作業は今後も継続されることなども報告された。本項目については特段の質疑はなく、RAG はこの報告をノートした。

4.2 WRC-19 による決定に係るコストについて

BR から、RAG20/1R1 セクション 3.2.3 について、WRC-19 の決定に伴う財務的影響は合計 17 億 2,100 万スイスフラン (CHF) と推計されることが報告された。本項目は WRC-19 の COM3 が WRC 期間中に取得できた情報に基づき、COM3 議長が作成したものであり、本年 2 月に開催された理事会作業グループ (Council Working Group on Financial and Human Resources) でレビューが行われ、2020 年の理事会に提出されたとのことである。

また、ITU-R の年間予算は年度を超えたプロジェクトに使用することができないことから、ITU-R の貯蓄金を活用することで複数年のプロジェクトの予算枠を確保しようとしていることが説明された。ロシアから、支持するものの、今年は平年と異なり理事会の開催が 9 月以降の秋にずれ込むことが予想されており、ソフトウェア開発の資金が不足するのではないかと懸念が表明されたが、BR 局長から、複数年度にわたる資金として想定されているため問題はないとの見解が示された。

米国から、決議 245 (WRC-19) の実施 (WRC-23 議題 1.2) のために 456,000CHF もの費用が計上されている点について、議題 1.2 は Working Party 5D (WP5D) が通常の研究活動の範囲内で行うものであり、予算が大きすぎるとの見解が示された。BR から、WP5D では今後すべての会合の日数を当初より追加することを本年 2 月に合意しており、また WP5D 会合は規模や設備の関係から常に ITU の施設外で開催されているため、コストが多額になる旨、説明があった。また、この合意についてはあくまでも WP5D での合意であり、Study Group 5 (SG5) はまだ開催されていないため、実際にかかる金額は会議日数を SG5 が承認した後に確定することが説明された。米国はこの部分については留保を表明し、理事会でも改めてこの問題については提起したい旨を表明した。これに対して、BR から、RAG は諮問機関であるため、本項目に留保をつけるなどの権限はないが、表明された意見については重く受け止めるとの見解が示された。なお、WP5D の会期延長については、米国の反対にもかかわらず議長が一方向的に決定した等の訴えもあり、別途研究委員会活動の項目においても議論された (第 7 章を参照)。

5 RA-19 及び WRC-19 の結果とこれに伴うアクションについて

入力文書：RAG20/1R1 §3 (BR 局長)、7、11 (イラン)、13 (米国)、15 (ロシア)、16 (韓国)、19、21 (中国)

5.1 RA-19 の結果と RAG への付託事項

BR から、2019 年 10 月 21 日から 25 日にかけて開催された無線通信総会 (RA-19) の結果について報告された (RAG20/1 セクション 3.1)。RA-19 の結果、RAG に対し、今研究会期の活動として次のような付託が行われたことが説明された。

- ・ ITU-R 決議 15 について、加盟国やセクターメンバーからの提案、及び SG 議長らへの相談を経て、作業部会 (WP) の議長・副議長の最長任期の見直しについて検討して RA-23 に報告すること
- ・ 複数の SG に関連する ITU-R 勧告の承認手続きに関連する ITU-R 決議 1 の改訂の可能性について議論すること
- ・ 加盟国やセクターメンバーからの提案及び SG 議長らとの相談を元に、新たに選任された SG 議長・副議長のトレーニングに関連する項目を ITU-R 決議 1 に追加することの是非について検討すること

これらの付託事項のうち、2 件目の複数の SG に関連する ITU-R 勧告の承認手続きに関しては加盟国からの提案がなかったため、特段の議論はなかったが、次回会合に持ち越された ToR 案においては、今後検討する項目のひとつとして維持することが合意された。

5.1.1 ITU-R 決議 15 の改訂 (WP 議長・副議長の任期上限の見直し)

RA-19 から付託された WP 議長・副議長の任期の上限の見直しについて、米国は、特に一部の分野で長年に渡り WP 議長が交代しない現状により、既に指摘されているとおり ICT の新たな人材がリーダーになることができなくなっていること、これに加えて、女性の登用が阻害され、SG 副議長が際限なく増えることにつながっていること、さらには SG 議長が副議長らとコミュニケーションを取れていないといった問題も聞かれることを指摘した。また、SG は独立性が高く、すべての SG に適用できるソリューションは存在しないとの観点から、上限を一律に決めることは支持しないと述べた (RAG20/13)。韓国も、任期上限の見直しについては WP ごとの事情もあり、検討は慎重に行うべきとの見解を示した (RAG20/16)。

これを受け、メキシコは、非常にデリケートな問題であり、WP ごとの事情を考慮して検討すべきである一方、ジェンダーのバランスを意識した人員を提供できるよう各主管庁も協力すべきであると述べた。

SG7 議長は、SG7 には参加人数が非常に少ない WP もあり、議長の資質を持つ人材を見つけることが難しいことがあり、十分な専門性を有する特定の人物に依存せざるを得ない傾向にあること、また SG3 でも同様の課題がある点について指摘した。このほか、各 WP において最大 2 名までの副議長を選任することを提案した。

一方、ロシアは、WP 議長の任期は 2 期 8 年を上限とするのが良いと考えており、これを達成するため SG 副議長を WP 議長に任命するソリューションが最適であると考えている旨を述べ、ブラジルは、上限を原則 2 期 8 年とするという提案を支持するとした。

オーストラリアからは第 22 回 RAG 会合 (2015 年) では WP 議長の任期の制限にほとんどの議長経験者が反対し、SG が決めるべき事項という考えであったことが指摘された。独自の調査の結果として、2003 年以降の ITU-R の各 SG の WP 議長の実際の任期や属性を調べた結果、ほとんどの議長の任期は 4 年以内、または 8 年以内の範疇に入っており、10 年以上その任についている者は

少なく、20年となるとごくわずかであったこと、地域ごとの偏りもそれほど大きくないことが報告された。

本件は RA-23 に向けた議論であることからこれらの議論をノートし、本件については必要に応じて Correspondence Group (CG) の設置を議論することが合意されたが、今会合では CG の設置は見送られた (CG 設置に関する議論については 5.3 を参照)。

5.1.2 ITU-R 決議 1 の改訂

5.1.2.1 ITU-R 勧告の採択・承認手続きの見直し

ロシアの提案 (RAG20/15) では ITU-R 勧告の採択・承認手続きの明確化のため ITU-R 決議 1 の A2.6.2.1 条に次の通り新しい項目を追加することが提案された¹。

- ・ A2.6.2.1.8 条 新勧告草案又は勧告改訂草案が SG で採択されず、RA までに次の SG 会合の開催がない場合に、BR 局長が当該テキストに反対意見を添えて、RA に転送する。
- ・ A2.6.2.1.9 条 新勧告草案又は勧告改訂草案が郵便投票において主管庁に承認されず、RA までに次の SG 会合の開催がない場合に、BR 局長が当該テキストに反対意見とコメントを添えて、RA に転送する。

ロシアからの提案は、既存の A2.6.2.1 では RA 開催前に必要となるアクションが不明瞭であることから、これを明確にすることが意図であるとされたが、米国から A2.6.2.2.1.2 においてあらゆる緊急の課題は RA に転送することになっており、これ以上の明確化は不要ではないかとの疑問が呈された。これに対し、ロシアは ITU-R 決議 1 には、勧告が SG で採択され、RA 開催前に次回の SG 会合が予定されていない場合、このような勧告を RA に提出すべきか、他の扱いをするのかが明確には述べられていないと反論した。この点について RAG としての結論は出なかったものの、RA-23 に向けた議論の端緒であり今回の RAG での結論は不要であること、今後の会合や必要に応じて CG において議論を続けることについて合意した (CG の設置に関する議論は 5.3 を参照)。

なお、イランから、勧告の承認に関して SG 5 (WP 5D) と SG 7 との間で疑義が生じたことについて、承認手続きに入る前に関係グループ間の調整が必要であることから、CVC を再開すべきとの提案があった。SG 7 議長も、CVC については ITU-R 決議 1 に規定されていると指摘し、再開を支持した。

5.1.2.2 新たに選出された SG 議長に対するトレーニング

新たに選出された SG 議長と副議長へのトレーニングに関する条項を ITU-R 決議 1 に追加することの検討が RA-19 から RAG に付託されており、これに関する見解が複数の主管庁から寄与文書で示された。

米国は、指摘されるトレーニングの機会は決議 1 のセクション A1.6.1.1 Meetings of Study Group Chairmen and Vice-Chairmen に示される議長・副議長会議により既に提供されていることを指摘し、この条項の実施について BR に要望した (RAG20/13)。

また、中国は新たに選出された議長・副議長への研修内容をできるだけ早く最終化すべきであることと、2022 年までに完了すべき研修を WRS (World Radiocommunication Seminar) -20 等の適切な機会を利用して実施することについて検討するべきであることを提案した (RAG20/21)。

¹ 提案中の 2.1.2 章に A2.6.2.2.2 に基づく「承認 (approve)」とあるのは「採択 (adopt)」とすべきではないかとの指摘があり、ロシアが翻訳ミスであるとして adopt と読み替えることが確認された。

これらの入力文書に対し、ブラジルから、トレーニングに関しては主管庁が寄与文書を積極的に出すべきであるとの意見が出された。メキシコからは、BR の活動として SG 活動以外の部分で実施している教育プログラムを活用するなどの方法で比較的容易に解決できるのではないかとの見解が示された。一方、イランは、専門性に基づいて選出される SG 議長にトレーニングするというのは考えられず、さらに SG 副議長や WP 議長の訓練は SG 議長の役割であること、また、SG 議長は通常、副議長経験者の中から選出されること、副議長として SG の活動に積極的に関わっていることが SG 議長に求められる素養の一つとされていることに鑑み、副議長として事前に 2 期も務めれば十分な経験を得られると主張した。さらに、SG 議長と SG 副議長の間のコミュニケーションが不足していると指摘されていることについては、副議長は 2 名までとし、地域の割り当てなどではなく個人の専門性に基づき選任されるべきであると述べた。

これらの議論に対し、BR 局長は新任議長・副議長に対するトレーニングの必要性を認めた上で、WRC の議長・副議長に対して類似のプログラムを行った経験もあり、SG 議長・副議長に対して行うことには問題はないと考えていること、また、これの実施に当たり決議の見直しは必要なく、現状でも可能であるとの考えから、本件については BR で実施したいとの意見が述べられた。

以上の議論（5.1.1 の WP 副議長に関する議論を含む）を受け、RAG は、WP 議長に WP 副議長を任命することを推奨すること、BR は RA-23 に先立ち何らかのトレーニングを実施すること、SG 議長・副議長会議において本件等を検討するために BR 局長に同会議の開催を勧めることに合意した。

5.2 WRC-19 の結果と RAG への付託事項

BR から、2019 年 10 月 28 日から 11 月 22 日にかけてシャルム・エル・シェイク（エジプト）で開催された WRC-19 の結果が報告された。163 か国と 129 のオブザーバ組織から過去最多となる 3,420 人が参加した。入力文書の管理を行う Conference Proposal Interface や Sharepoint フォルダ、スマホ向けアプリケーション、RR ナビゲーションツール、Sync アプリケーションなど、様々な情報管理システムを運用し、完全ペーパーレス会議として開催された。会議の詳しい報告は、RAG20/1R1 の 3.2 以下に記載されていることが説明された。RAG に関連する内容として、特にジェンダー平等に関する宣言について言及があった。（なお、WRC の決定に係るソフトウェア開発を含む財務的影響についてのセクション 3.2.3 についての議論は第 4.2 章を参照のこと）。RAG は BR の報告をノートした。

これに関連し、イランから 2 件の提案が行われた。

1 件目は、過去の WRC の全体会議録（Plenary Minutes）に含まれる WRC の決定に関する文書を更新し、WRC-95 以降の決定を取りまとめることを提案するものである（RAG20/7）。提案では、WRC-12、WRC-15 では、これらを取りまとめた回章が発行されているが、WRC-12 より以前の会合では同様の決定について発行されていないこと、また、RR 第 13 条 13.12A b)では、RR の適用に当たり BR が用いた慣行は RoP に含まれなければならないとされていることなどを指摘しつつ、以下を要請している。

- ・ WRC-95 以降の WRC プレナリー議事録に含まれる決定事項を取りまとめて公開する
- ・ 上述の決定と BR の慣行についての実施状況を BR から主管庁へ公式報告する

本提案に対し、BR から、2015 年 5 月に過去の WRC における RR の適用に関する決定をまとめた文書（Decisions of past WRCs concerning the application of the Radio Regulations）が提出され、RRB のウェブサイトで開催されていること、また、2016 年 10 月には WRC-15 の決定をまとめた文書が提出され、その後は必要に応じて RoP に含めるとの決定が行われたことが報告された。また、WRC-19 の決定事項については既に 2020 年 3 月にサーキュラ文書として発行されていること

が報告された。これらを踏まえ、BR 局長からは、イランからの提案を実行することには特に異論はなく、指摘された文書は今後 BR で更新することが必要であろうとの見解が示された。また、過去の決定について RRB のウェブサイトで公開されている点については、更新後、よりアクセスしやすい場所に掲載することを検討することとなった。

イランの2件目の提案は、WRC 決議についてである (RAG20/11)。提案は、WRC 決議には多様な種類のもが含まれているが、これらをその性質ごとに分類した上で、a) WRC の議論の結果として ITU-R で研究するよう言及した決議、b) BR に実施を求め、以降の WRC に実施結果を報告する決議を BR が特定するべきと求めるものである。

本提案について、BR の SG 部門から各 SG に対して、当該 SG の研究分野に関連する WRC 決議を一覧として既に配布し、検討の要請などをしており、提案されたような分類が行われている旨が報告されたが、イランから、すべて網羅がされているとはいいがたく、放置されたままになっている決議も存在すると重ねて主張があった。

BR 局長から、確かに現状では網羅していないため、手続きを統一することでより有用な資料になるとの見解が示され、これを今後進め、進捗については次回の RAG に報告されることとなった。

5.3 RAG Correspondence Group (CG) の設置

RA-19 による RAG への付託と WRC-19 の結果を受けた Correspondence Group (CG) の設置の可能性が検討された。

ロシアは、a) WP 議長・副議長の最長任期、b) 新任の SG 議長・副議長のトレーニングに係る規則の追加、c) PP 決議との重複を避け、ITU-R 決議の合理化を図るための活動等を扱う CG の設置を提案した (RAG20/15)。中国は RAG への付託事項及び WRC-19 で採択されたジェンダー宣言に関する議論を行うため、2 件の CG の設置を提案した (RAG20/19)。

CG 設置について、イランは、他の SG でも CG が設置されており、担当できる者が少ない途上国は多くの CG に積極的に参加することは難しいとして、CG は 1 つに絞るべきであること、また、CG には議長を 1 名置けば十分であり、複数の CG 副議長を置くことは非効率的であると主張した。米国は、CG の設置は緊急ではなく、2021 年の RAG において ToR を固めてからにするべきであるとして、今回の会合での CG 設置には反対である旨を述べた。議長から、今回会合で設置する CG の数について決定する前に、CG の ToR 案を仮に作成し、設置の是非を含めて議論することが提案され、了承された (RAG20/TEMP/1、2)。

議論の結果、ジェンダー平等に関する決議等について扱う RAG CG-1 の設置に合意し、議長は Lucia Luisa La Francheschina 氏 (イタリア) が推薦され、承認された。副議長を置くことにイランは当初反対したが、米国から人材育成の観点などの理由から、Cecily Holiday 氏 (米国) に代わり Olfa Jammeli 氏 (チュニジア) を推薦したいとの申し出があり、承認された。合意された ToR (TEMP/1) は本会合の Summary of Conclusion (CA Circular 252 Annex 1) に Annex 1 として添付された。

一方、RA-19 から付託された、ITU-R 決議 1-8 (ITU-R 勧告の承認手続きに関する部分) 及び 15-6 (SG 議長・副議長の最長任期に加えて WP 議長・副議長の最長任期の規定) の見直しに関する議論をすることが想定された CG についても、議長が次の会合までに議論を進められる利点があるとして本会合での設置を目指して BR が作成した ToR 案が提示された (TEMP/2)。なお、決議 1-8 の改訂のうち SG 議長らのトレーニングに関する項目については、審議の中で決議を修正する必要はないとの合意に達していたことから、この案には含まれなかった。

これに対して、ロシアは主に決議 1-8 (A2.6.2.1.3) の見直しに関する部分に「既存テキストの欠落、矛盾、または/及び誤訳 (misinterpretation) が特定された場合にその修正が必要である」との

項目を追加する修正提案を行った（TEMP/2A1）。また、並行して米国は当該 CG の活動を次回 RAG 以降とする等の修正提案を行った（TEMP/2A2）。

これらの修正案を合わせる形で審議が行われたが、ロシアが原案に追加した部分が、RA-19 の付託にない内容であることにカナダや米国が難色を示し、また、米国やイランなどが今会合での CG 設置に反対していたこともあり、今会合では CG の設置を見送ることとし、改めて次回会合で継続審議することとなった。今後の ToR 案の審議に資する目的で、今回の会合にて合意されなかった ToR 作業文書は本会合の Summary of Conclusion（CA Circular 252 Annex 1）に Annex 2 として添付された。

6 WRC-23 準備作業

入力文書：RAG20/1 § 5（BR 局長）

6.1 WRC-23 に向けた準備会合（CPM23-1）

BR から、2019 年 11 月 25 日及び 26 日に、WRC-23 に向けた 1 回目の会議準備会合（CPM23-1）が開催され、WRC-19 で合意された WRC-23 議題、WRC-27 暫定議題、関連する WRC 決議等に基づき、WRC-23 に向けたドラフト CPM レポートの構成を策定し各章のレポートが選任されたこと、WRC-23 議題の責任/寄与グループを特定したこと、WRC-23 議題 1.5（第一地域における 470-960 MHz 帯の既存業務の周波数利用と周波数需要の調査とこれに基づく規則条項の検討）についてはタスクグループ（TG6/1）の設置が決定されたことが報告された。この報告について特段の質疑はなくノートされた。

6.2 WRC ホスト国との交渉に関する情報公開

米国から、WRC-23 のホスト国としての招致状を発出しているアラブ首長国連合（UAE）に謝意が述べられるとともに、BR に対して前回の開催国協定（Host Country Agreement）の付則 2 には、会場の設備や機能、とりわけ救急救命体制に関する要件に不備があり見直すべきであるとの指摘がなされた。また、イランから、（RAG の任務について定めている）ITU 条約 160C の「WRC 準備作業」とは研究委員会における研究に関する準備であり、ホスト国との交渉や協定の内容については含まれていないとの主張があった。ITU の法務担当は、RAG に開催国協定の内容について諮問する機能はないが、十分な透明性を確保するために、情報を BR 局長の権限により開示することは可能であるとの見解が示された。

以上を受け、BR 局長から、交渉中の情報は外に出さない慣例になっているが、決定したことは開示し、透明性を保って準備を進めたいとの方針が示され、ノートされた。

7 研究委員会（SG）活動

入力文書：RAG19/1（§ 4 & Add.1）、12R1、14（イラン）、18（日本）

7.1 SG 活動の概況

BR から、SG 活動の概況に関し、SG での会議を完全にオンライン会議で行うには様々な課題があり、現在も改善を進めているなどの報告がなされた。

SGWP 会合への参加者数は 2003 年以降増加傾向にあり、特に SG4 と SG5 関連会合の出席者は大きく増加している一方、会議室の不足という課題は依然存在している。ITU 本部の建て替え問題に加え、新型コロナウイルスによる感染症流行の中、オンライン会議の一層の活用なども検討課題として挙げられた。

その他、勧告・報告の新規策定・改定状況、各 SG や CCV の活動状況、セクター間協調の現状等が報告された。

ロシアから、オンライン会議での作業は通常の会議より進行速度が遅いことが明らかになっていること、また、既に半年近くこのような状態が続いており、当初の想定通りに SG や WP の作業が進んでいないことから、今後の活動計画においては時間不足を考慮するよう要望したいとのコメントがあった。

7.2 ITU-R SG による WRC-23 準備活動に資する提案

イランから、WRC-19 の準備から実際の WRC 会議終了までの経験を踏まえ、準備段階における SGWP の活動に関する提案が 2 件紹介された。

まず、WRC-23 議題に関し、検討される際に考慮すべき一般的なガイドラインが提案された (RAG20/12)。本文書は、WRC 議題について、SG がそれぞれ独立して研究を進めていった場合、重複する周波数帯について前提条件の異なる共用検討が行われたり、既に存在する研究を無視して新たな文書が作成されたり、WRC の閉会直前に深夜まで折衝する必要が出てくるなど問題が発生しているのは研究会期中における適切な協力のフレームワークがないためであるという問題意識から、WRC-23 議題に関する検討を行う際に考慮すべきガイドラインを提案するものである。同一の文書は既に WP5B や SG4 関連 WP にも提出済みであるが、RAG にも提出すべきとの助言があったことから RAG にも寄与文書として入力された。これに対し、ロシアから、研究は SG や WP の独立と専門性に任せるべきであるとの見解が示された。

一方、この文書の扱いについて、カナダ (CPM 議長) が CPM のマネジメント委員会で検討したいと述べたところ、イランが強く反発し、これは CPM の範疇ではなく、あくまでも SG や WP レベルで検討すべき内容であり、また提出者が出席できない会議で検討されるべきではないと主張したことから議論はまとまらなかった。

審議の結果、文書についてはそれぞれの WP で適宜検討するとした上で、RAG としては、BR 局長に SGWP の議長・副議長会議に本文書を速やかに伝達するよう要請するとの妥協案が出され、合意された。

2 件目は、WRC 議題に関するリエゾン文書を受領した SGWP は、当該文書を検討する際、単に勧告や MIFR に登録済／登録中の割当についてのみ検討するのではなく、RR 第 11 条に基づき BR に通告されていない業務でも当該議題の下で保護される必要があるものについては、その特性を提供するよう全ての主管庁に求めるべきであり、RAG は、WRC-23 議題について研究を行っている SGWP に対して、この点への注意を促すべきであるとの提案であった (RAG20/14)。米国から、概ね賛成ではあるが、含めるべきシステムのベースラインは責任グループとして作業する WP が決定すべきことで、対象となる議題の研究には含まれないシステムの情報が提供された場合にその扱いを決めるのも当該 WP の役割であろうとの見解が示され、カナダもそれを支持した。これに対し、イランから、多くの ITU-R 勧告には、特に途上国のシステムが含まれていない現状について指摘があり、各主管庁からの情報収集は積極的にすべきである旨を重ねて主張した。また、BR から、この文書の内容についても特段問題はないとの見解が示された。

RAG としては、BR 局長に本提案を各 SGWP に伝達するよう要請するとの方針が議長から示され、合意された。

7.3 ITU-R 勧告からの外部規格参照に関するガイドライン

我が国から、ITU-R 決議 9-6 は、ITU-R 勧告やレポートが外部規格を参照することを認めているが、具体的な参照の仕方には言及していないという背景から、外部規格を参照して ITU-R 勧告を策定する際の SG の作業に関する下記指針を RAG が与えること、そして、ITU-R 決議 9-6 の *instructs the Director 1* に規定されている局長ガイドラインに反映させることを提案した。

- ・ *recommends* 部での外部規格の単純参照は避け、付加価値を与える勧告を策定すべきであること
- ・ ITU-R 勧告はなるべく自己完結したものとすべきであること
- ・ 参照可能な ITU-R 勧告がない場合、版を特定して外部勧告を参照することは許容されるが、不整合が生じないように注意すること

また、ITU-T が ISO/IEC と共通テキストの勧告を策定する慣行と同様に、ITU-R が他の標準化機関との共通テキストの勧告やレポートを策定する仕組みの導入を検討することを示唆した (RAG20/18)。

この提案に対し、米国から、WP5D の場合、外部機関が IMT の規格や無線技術の開発に協力しており、外部機関との協調を忌避することは避けなければならないとの意見が示された。カナダはこれを支持した上で、外部機関の規格への参照は現状でも行われており、その場合には日付やバージョンを明記することが重要であるとの意見があった。一方、BBC は、米国とカナダの主張には一定の理解を示したが、ITU の文書が世界でも最上級の規格であることを考慮し、外部規格の引用には ITU-R 全体で統一した基準で行うことが不可欠であると述べた。さらにロシアは RR が引用している勧告は国際条約の一部となるため外部規格の引用を避けるべきであるとの見方を示した。イランは賛成できる部分とできない部分があるとし、ITU-R の勧告の多くが規制的性質をもつことを考慮すると、多くの外部規格が参照されている ITU-T をモデルにするべきではないとした。また、ITU 法務部門から、現状では参照と引用の両方の手法が許可されていると解釈されること、また知財の面からは、著作権の問題と特許の問題が発生しうるため、それぞれの場合に法務が適切なライセンスを取得するなどの対処を行っていることが説明された。

以上の議論を踏まえ、RAG は本提案をノートし、BR 局長に対し、ITU 法務部門のアドバイスも勘案して ITU-R 勧告策定のガイドラインの該当部分を改訂するよう助言することに合意した。また今回の RAG 会合において本提案に関する検討結果を報告するよう BR 局長に求めることとなった。

7.4 ITU-R SG の会議日程

ITU-R SG の日程については、本年 2 月に開催された WP5D において、オンライン会議に変更になったことによる審議時間の不足を理由に、当初予定から 1 週間の延長が決定されたことについて米国が抗議していた。これに関し、イランから、SG 関連会合の場所と日程は議長単独ではなく参加者の合意によるべきであるとの主張が行われた。また、WP4A と WP5C の会議日程が 6 時間のオンライン会議に制限されているのに対し、WP5D は 6 月 23 日から 7 月 9 日にわたって毎日 3 時間のオンライン会議を予定しているのは SG 間のバランスに欠けており、緊急の課題があるという WP5D の主張は理解するものの、1 つの WP だけが非常に長い会議期間を確保することは正当化できないと述べた。これに対し、WP5D 議長 (AT&T) は、2020 年の終わりまでに IMT-2020 技術関連作業に基づく締め切りがある上、周波数関連でも WRC-23 の準備作業のため来年までに完了しなければならない作業があること、新型コロナウイルスの問題がなければ 50 時間以上の会議ができたところであるが、現状では 19 時間、日程を伸ばしても 30 時間から 35 時間程度しか確保できず、準備が完了しない可能性があることなどが説明された。これに対し、イランは全世界でさまざまなプロジェクトが延期されていると指摘し、会議期間は当初予定されていた期間に収めるよう努力し、

追加は最大 2 日間として計 9 日間に限定すべきである旨を重ねて主張した。これらの意見に基づき、WP5D に対しては延長を最大 2 日に留め、足りない作業時間については CG などの他の手段を活用するよう助言することとなった。

ドイツから、次回 RAG で実際にどの程度作業が遅れているかを分析するため、BR レポートには CPM23-1 で合意した予定表と比較した実際の進捗状況について報告することを要望し、了承された。

8 セクター間調整

入力文書：RAG20/2 (ITU-T SG5)、3 (ITU-T SG20)、4 (TDAG 議長)、5R1、6、8、9 (ITU-T TSAG)

8.1 ITU-T、ITU-D との連携

ITU-T 電気通信標準化諮問会議 (Telecommunication Standardization Advisory Group : TSAG) からのリエゾン文書 4 件はすべて、セクター間調整会議 (ISCG) 宛であり、RAG に対して参考情報として同報されたものであった。セクター間調整に関するリエゾン文書 (RAG20/9) は、ITU-R と ITU-T の SG 間の共通の関心事項の対照表についての更新を共有するものであり、その最新版が添付されているが、これは本文書に先立って送付されたリエゾン文書 3 件 (RAG20/2 (ITU-T SG5)、3 (ITU-T SG20)、6 (TSAG)) に含まれる情報に取って代わるものであることが確認された。また、各種決議の合理化のための PP 決議 (2018 年ドバイ) を受けて TSAG が作成した ITU PP 及び ITU 各セクターの決議の重複状況をまとめた表が作業の進捗として共有された (RAG20/5R1)。さらに、TSAG が作成した WTSA 決議の合理化に関する進捗状況が共有された (RAG20/8)。これら TSAG からのリエゾン文書はすべて情報としてノートされた。また、対照表については ISCG がウェブサイト上で最新版を提供するようになっているとの指摘がなされた。RAG は TSAG との協力関係に謝意を示し、今後も協力関係を続けていきたい旨表明した。

ITU-D の電気通信開発諮問会議 (Telecommunication Development Advisory Group : TDAG)からのリエゾン文書 (RAG20/4) は、WTDC 決議 9 (改 2017、ブエノスアイレス) の実施について、2019 年 4 月 3 日～5 日に行われた TDAG 会議における審議の結果、ITU-D がどのように貢献できるかについて情報共有するものであった。本文書について特段の質疑応答はなく情報としてノートされ、TDAG に対しては協力関係への謝意が述べられた。

また、ISCG 議長から、昨年 9 月に開催された ISCG 会合について報告があった。ISCG では、PP 決議 191 (2018 年) の実施のための方法をタスクフォースとともに検討しており、前回の理事会において、この作業に必要な手段については理事会で採択されることが決まったこと、ISCG では、勧告の合理化や重複回避に取り組んでいることが説明された。また、ITU の各セクターにおいて、ウェブサイトの構成も統一の努力がなされているが、まだ改善が必要であるとして、作業が進められていることが報告された。次回会合は TDAG の会議と日程を合わせて 2020 年 6 月 1 日に予定されており、次回のテーマは気候変動であることなどが周知された。これらの ISCG 議長の報告も、情報としてノートされた。

なお、RAG からは慣例として副議長 2 名が代表者として ISCG に参加してきているが、前任者であった RAG 副議長は、RA-19 をもって 2 名ともその任から離れたため、代表が空席になっていることから、新たに選出された Abdouramane El Hadjar 氏 (カメルーン) と、Victor Martinez 氏 (メキシコ) が今研究会期の終わりまで ISCG に参加することに合意した。

9 業務計画

入力文書：RAG20/1（§6）、10（BR 局長）、20（中国）

9.1 ITU-R の 4 力年業務計画(2021-2024 年)

ITU-R の 4 年間の業務計画等について、RAG20/1（セクション 6）及び RAG20/10（セクション 2、パート 2）が提示され、BR から内容について説明された。本文書については、特段のコメントはなく、情報としてノートされた。

9.2 オンライン会議システム拡充のための予算措置

中国から、現下の新型コロナウイルスの影響を受け、ITU が開催する会議について、オンライン参加の需要を十分に満たすことができず、現在の ITU の運用計画はオンライン参加についての主管庁の差し迫ったニーズについて言及していないと指摘し、オンライン参加機能は今回のような感染症対策だけではなく、特に途上国が会議に参加しやすくなる点でも有効であるとの考えに基づき、RAG から事務総局長にレターを発出し、オンライン参加システムの更新のための予算上の検討を次期 4 年間の運営計画に含めることが提案された（RAG20/20）。

イランから、本提案の趣旨については支持するものの、RAG ではなく事務総局または理事会に提案すべき内容であるとの意見が述べられた。メキシコは、中国の提案を支持し、ITU の電子会議システムの強化と開発について定めた PP 決議 167 に従い作業を進めるべきであるとの見解を示した。ITU の IT 部門から、通訳付きのオンライン会議システムはこれまで ITU が 10 年間にわたって開発を行ってきた結果として利用できているもので、2019 年にリハーサルを行うなど実用化に近づけていたものが昨今の新型コロナウイルスの感染拡大で役立つこととなり、ほかの国連機関も同様のシステムを活用しているところであるとの状況説明が行われ、事務総局ではオンライン会議の増加に伴う予算増額措置については留意しているとの説明がなされた。

一方、この半年間で明らかになったオンライン会議の限界について、イランやロシアなどからオンライン会議では十分な交渉ができないこと、また勧告の採択の手続きなどについても検討が必要であることが指摘された。特に今後 WRC 議題を扱う SG/MP や CPM などは物理的に集まったの会議が不可欠であり、これを基本とすべきで、オンライン会議はあくまでも緊急時の対応とすべきとの強い意見が述べられた。

以上の議論を受け、議長から、本文書については RAG としてはノートし、その報告を BR 局長から事務総局長または理事会に送付するとの提案があり、合意した。

10 BR 情報システム

入力文書：RAG20/1R1 §7（BR 局長）、17（日本）、22、23（ブラジル）

10.1 BR 情報システムに関する報告

BR から、RAG20/1R1 のセクション 7 について概要の説明が行われた。具体的には、BR で使用している主なソフトウェアについて（セクション 7.1）、情報システムの実装、ロードマップに関する経緯と現状（セクション 7.2）、2019 年に実施された衛星に関するソフトウェアの実装状況について（セクション 7.3）、さらにその他のソフトウェア、特に RR に関するツール、アフリカにお

ける 87.5-108 MHz 帯における FM 放送の分析ソフトウェア 2 種の開発、オンライン仮想化、電子的な登録のためのツール等（セクション 7.4）について報告された。

さらに、報告に盛り込まれていない活動として、電子化への動きが報告された。新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により多くの国で郵便事業が減少したり停止したりする中、BR ではすべての調整と通告手続きを通常通り行うため、ディスクではなく ISO イメージによる電子的パブリケーションを推進したことが報告された。

本レポートについてはノートし、RAG として引き続きシステムの強化と無線通信部門についての作業を促進するよう BR 局長に求めることが合意された。

10.2 WRC 決議 908 に基づく開発の進展について

決議 908 は、各国主管庁が行う衛星通信網のファイリング申請・公表等を電子的に行うシステムを ITU が導入することを目的とした決議である。我が国は BR の開発をサポートするため、2017 年 5 月から任意拠出を供与しており、2019 年に行われた第 26 回 RAG 会合において、さらに効率的なシステムの開発を促進することを提案した。本提案に関連して、主管庁と BR 並びに主管庁でのオンライン上での通信が可能となる衛星ネットワークファイリング電子申請システムがリリースされた。

日本寄与文書（RAG20/17）では、決議 908 で更なる改善や加速化が期待されている領域、例えば、宇宙業務についてのユーザーフレンドリーで近代的な ITU ウェブサイトの構築が必要であり速やかに公開されるべきであることや、開発された電子申請システムの拡張、IT ツールの更なる開発によって、BR による審査・公表手続きを含む全体的な衛星調整手続きをより効率的かつ迅速にするのに効果的であることを指摘した。さらに、宇宙業務に関して、決議 907 に基づくオンライン・コミュニケーション・システムと決議 908 に基づくシステムとの融合により、衛星調整手続きの効率化・迅速化が促進されるという点についても考慮し、決議 908 に基づく安定した運用、改善、開発を継続することを提案した。

本提案について、イラン、カナダ、オランダから支持の表明があった。また、BR から、提案は BR の考えと一致しており、継続して決議 908 に基づき開発されたツールの開発を継続したい旨が示された。

以上の議論を踏まえ、RAG は本提案を謝意と共にノートし、BR 局長にこれを考慮して必要な措置をとり、次回会合に報告することを要請することに合意した。

10.3 ビジネス・インテリジェンス・ツールの導入に関する提案

ブラジルから、特に宇宙業務に関し、BR の情報システムや各種活動の改善を図ることについて定めた PP-18 決議 186 を考慮して、既製のビジネス・インテリジェンス・ツールを導入することについて、コスト・ベネフィット分析する提案があった（RAG20/22）。

本提案に対し、イランは現実的に可能な範囲で調査し、次回 RAG 会合に改めて報告することを求めるのがよいとの意見を述べた。また、カナダからは調査自体は支持するが、十分なリソースを割けるか、ソフトウェア開発の通常業務への影響がないようにバランスを取る必要があるとの懸念が示された。BR からは、現在オンラインのコンサルテーション・ツールについて再設計しているところであるとの情報が共有され、BR としてはブラジルからの意見に共感し可能な限り実施したいとの見解が示された。

RAG は本提案を謝意をもってノートし、BR 局長にこれを考慮して必要な措置をとり、次回会合に報告することを要請することに合意した。

10.4 e-Communications システムへの移行促進に関する提案

ブラジルから、決議 907(Rev.WRC-15)の実施に当たり、従来システム (FAX、電子メール、書簡) と新しいシステムである e-Communications の並行運用は負担となることから、従来システムを廃止する第一歩として以下の提案があった (RAG20/23)。

- ・ BR 局長が、e-Communications システムのみを通信手段とする正式な期限を定める RoP を RRB に提案すること
- ・ 決議 907 resolves 3 との整合を図るため、従来手法による通信は例外的であることを規定すること
- ・ e-Communications システムのウェブサイトトラブルシューティングの日付や使用中断についてのリストを掲載すること
- ・ e-Communications システムのウェブサイトに従来システムを継続する必要がある国とその理由を掲載すること

本提案について、イランから、RoP は WRC での決定に抜けがあり、次の WRC で RR に取り入れられるような場合に使用されるもので、提案されている内容には使用できないこと、さらに、各主管庁がどの通信手段を取るかは主権の問題のため強制はできず、また使用できない理由の公表も強制されるものではない旨が指摘された。これに対し、BR 局長から、単に e-Communications システムを使用することの奨励、または期限の案を奨励する方がよいとの主張があった。

カナダもこれに概ね賛同し、カナダとしては完全に e-Communications システムに移行することは可能であるが、すべての国が同じ状況ではないとの認識が共有された。他方で、同じ内容の通知を書簡、FAX、e プラットフォームなど異なる経路で受信する体制は効率的ではないと述べた。ブラジルも、複数部署で同じ内容の通知が送られるなど重複した作業が発生しているとの懸念を示した。また、オランダは e-Communications システムにアクセスできない民間衛星事業者と主管庁が効率的に連絡できるよう、システム内にメールの送受信システムがあった方がよいとの見解を述べた。フランスはこれに関連し、e-Communications システムは FAX や書簡と法的に同等であることを BR が明示することで、新システムの使用を促進できるであろうとの見解を述べた。

これらの意見に対し、BR からは e-Communications システムの導入以降、利用は大幅に増えており、FAX の利用が大きく減少していることが報告された。また、e-Communications を使用して通信した内容は改めて電子メールや FAX で届ける必要がないとの確認がなされた。このほか、一部の主管庁からは e-Communications のみを使用する旨の届け出があり、その場合はメールなどでの情報送付をやめている。このため、e-Communications のみを使用したいという希望があれば BR に申し出ることを推奨すること、今後この内容を通知ページにも明記すると述べた。本提案についてはノートし、主管庁に e-Communications を使うことを奨励し、主管庁が一つの連絡手段を選択できるようすることを BR 局長に助言することに合意した。

11 アウトリーチ

入力文書：RAG20/1R1 §8 (BR 局長)

11.1 セミナーやワークショップの実施実績と今研究会期の計画

BR から、BR レポートのセクション 8 の内容が報告された。まず、RR に関する情報発信については、現在 RR の最新版は 2016 年版であり、2019 年の WRC での決定を反映した 2020 年版の作成が進めていることが報告されたほか、RoP は現行の RR が発行された 2016 年からこれまでの間に既に 5 回更新されており、最新の統合版が 2019 年 10 月に発行されたこと、さらに RR 第 12 条に基づき毎年 11 件の短波放送 (HFBC) スケジュールを発行したことなどが報告された。また、RR 第 20 条に基づいて発行される業務出版物に関連し、研究委員会による出版物 (ITU-R 研究課題、勧告、報告) の作成、改訂、廃止の状況については表にまとめられていることが説明された (詳細情報については RAG20/1A1 参照)。

また、ITU-R の出版物のダウンロード数の傾向についての分析が報告された。ITU-R 勧告は年間約 150 万回、報告は年間 20 万回ダウンロードされたことが報告された (報告は 400 本、勧告は 1,100 本)。

2015~2019 年研究会期におけるセミナー、ワークショップなどのイベント (World Radio Seminar (WRS) や Regional Radio Seminar (RRS) を含む) の実施について、2 回の WRS に 110 か国から 940 人、RRS では合計 11 回のセッションに 130 か国から 1000 人が参加したことが報告された。今研究会期においても同様の回数と人数についてセミナーを実施する予定であることが報告された。

ブラジルから、2019 年に行われた第 26 回 RAG 会合において人材育成に貢献するため WRS セミナーの録画を視聴可能にすることが助言されており、BR もその方針に合意していたことから、進捗について質問があった。BR 局長から、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、平年のようにジュネーブで WRS セミナーを提供することが難しいことが予想されるため、オンライン版の教育プログラムを作成する予定であり、すぐにとということではないが視聴可能になる予定であるとの説明があった。これに対し、ブラジルから、WRS-2020 について、新型コロナウイルスの流行状況に関わらず、恒常的にワークショップを録画しオンラインで視聴できるようにすることを助言することが提案され、合意された。

12 次回の RAG 会合の予定

次回 RAG (第 28 回) 会合の日程は 2021 年 3 月 29 日~4 月 1 日の 3 日間を予定していることが報告された。

(付属資料) 入力文書及び出力文書一覧

入力文書

文書番号	提出元	表題	
1 Rev.1 +Add.1	BR 局長	Report to the twenty-seventh meeting of the Radiocommunication Advisory Group	RAG (第 27 回) 会合への報告
2	ITU-T SG 5	Liaison statement from ITU-T SG 5 on inter-Sector coordination (reply to TSAG-LS13)	ITU-T SG5 から TSAG へのリエゾン文書。「ITU セクター間調整」(TSAG-LS13) について ITU-T SG5 にてレビューを行い、コメントを行ったもの。
3	ITU-T SG 20	Liaison statement from ITU-T SG 20 on inter-Sector coordination (reply to TSAG-LS13)	ITU-T SG20 から TSAG へのリエゾン文書。「ITU セクター間調整」(TSAG-LS13) について ITU-T SG5 にてレビューを行い、コメントを行ったもの。
4	TDAG Chairman	Liaison statement from TDAG Chairman for RAG on WTDC Resolution 9	TDAG 議長から ITU-R の各 SG と RAG 宛に送付された WTDC 決議 9 (改ブエノスアイレス 2017 年) の実施に関連するリエゾン文書
5 Rev.1	ITU-T TSAG	Liaison Statement from TSAG on streamlining Resolutions	ITU-R 決議の合理化に関するリエゾン文書
6	ITU-T TSAG	Liaison Statement from TSAG on ITU inter-Sector coordination	ITU-T Questions についての ITU 内セクター間連携について、ISCG, ISC-TF, TDAG, RAG, ITU-T 各 SG, 各地域機関へ知らせるリエゾン文書
7	Iran	Collection of course of actions decided by previous WRCs included in their Plenary Meetings	過去の WRC の全体会議録に含まれる WRC の決定に関する文書を更新し、WRC-95 以降の決定を取りまとめることを提案する文書
8	ITU-T TSAG	Liaison statement from TSAG on streamlining Resolutions	WTSA 決議の合理化に関する進捗状況を共有するもの
9	ITU-T TSAG	Liaison statement from TSAG on ITU Inter-Sector Coordination	ITU セクター間調整に関するもので、共通の関心事項のマッピング表についての更新を共有するもの
10	Secretary-General	Four-year rolling Operational Plan for the Union for 2021-2024	ITU 事務総局の 2020-2023 年の業務計画 (案)
11	Iran	Implementation of WRC-19 Resolutions	ITU-R 決議の合理化に関するリエゾン文書
12 Rev.1	Iran	Contribution on Guidelines/Framework regarding agenda items of WRC-23	WRC-23 議題に関するガイドライン/フレームワークに関する提案
13	USA	RA-19 Instructions on term limits and training	WP 議長の最長任期とトレーニングに関する RA-19 による付託を受けての提案
14	Iran	Contribution from the Islamic Republic of Iran to RAG 2020	WRC 議題に関するリエゾン文書を受領した WP/SG は、当該文書を検討する際、単にこれに反しない勧告や MIFR に登録された/登録中の割当についてのみ検討するのではなく、当該議題の下で保護される必要があるものについては、その特性を提供するよう全ての主管庁に求めるべきであるとする提案
15	Russian Federation	Further improvement of working methods of the Radiocommunication Assembly, the Radiocommunication Study Groups, the Radiocommunication Advisory Group and other groups of the Radiocommunication Sector	WP 議長の最長任期の見直し、新 SG 議長・副議長へのトレーニングを含む ITU-R 決議 1 の見直し、複数の SG に関わる文書の承認手続に関する ITU-R 決議 1 の見直しに関する RA-19 からの指示を受けた提案
16	Korea	A view on term of office for Chairman of Radiocommunication Working Parties	WP 議長の任期の上限に関する見解
17	Japan	Further development under Resolution 908 (Rev.WRC-15) - Electronic submission and publication of satellite network filings	決議 908 (WRC-15 改) に基づく衛星ネットワークファイリングの電子的提出と公開に関連したさらなる開発に関する提案。
18	Japan	Consideration in referencing external standards from an ITU-R Recommendation	ITU-R 勧告からの外部規格参照に関する考察
19	China	Implementation of instructions from RA-19 and WRC-19 to RAG	RAG に対する RA-19 と WRC-19 からの付託の実行に関する提案

文書番号	提出元	表題	
20	China	ITU-R's capacity building in remote participation	ITU-Rにおけるリモート参加のキャパシティ増強に関する提案
21	China	Proposals on comprehensive training for newly-elected Study Group vice-chairmen	新任の SG 副議長に対する包括的トレーニングの提案
22	Brazil	Proposal regarding Business Intelligence and data analytics tools for space services information	宇宙業務において既製のビジネス・インテリジェンス・ツールを導入することについて、コスト・ベネフィット分析することを提案するもの
23	Brazil	Considerations and Proposals on ITU-R e-Communications system under Resolution 907 (Rev.WRC-15)	決議 907(Rev.WRC-15)の実施に当たり、従来システム（FAX、電子メール、書簡）と新しいシステムである e-Communications の並行運用は負担となることから、従来システムの段階的廃止を視野に入れた施策の提案
24	BR 局長	Final list of participants - RAG2020, (E-meeting 25-27 May 2020)	参加者リスト

情報文書

文書番号	表題		備考 (提出元)
INFO 1	Evaluation of Kaleidoscope 2019 papers with respect to relevance in ITU activities and ITU Kaleidoscope 2020	Kaleidoscope 2019 ペーパーの評価と ITU Kaleidoscope2020 について	TSB 局長
INFO 2	ITU-R Objectives, Outcomes and Outputs for 2020-2023	ITU-R の目標、結果、及びアウトプット 2020-2023	BR 局長
INFO 3	BR report on the Project for the implementation of Resolution 908 (Rev. WRC-2015)	決議 908（改 WRC-2015）の実施に関するプロジェクトの BR レポート	BR 局長
INFO 4	Estimation of cost of implementing Resolution 245 (WRC-19) under WRC-23 agenda item 1.2	WRC-23 議題 1.2 における決議 245 実施にかかるコストの推計	BR 局長

出力文書

文書番号	表題	
TEMP1	Terms of reference of the RAG correspondence group on the implementation of WRC-19 gender declaration and drafting of a possible RA-23 gender resolution	WRC-19 のジェンダー平等宣言及び RA-23 におけるジェンダー決議の可能性を検討するための Correspondence Group の ToR 案
TEMP2 (Add.1-2)	Terms of reference of the RAG Correspondence Group on possible revisions of Resolutions ITU-R 1-8 and 15-6	ITU-R 決議 1-8 及び 15-6 改訂に関する Correspondence Group の ToR 案
TEMP3	Draft Summary of Conclusions - Twenty-seventh meeting of the RAG (25-27 May 2020)	結論の要約（案）